

戦後日本における戦没者の「慰霊」と追悼

赤澤史朗

はじめに

近年、戦死者に対する「慰霊」と追悼の問題は、戦争の記憶と歴史の描かれ方、そして特に国民国家批判と絡んで、その戦没者・戦争犠牲者の記念碑・記念式典などを含む表象の問題として論じられている¹⁾。こうした記憶・表象論は、従来の「書かれた歴史」に対する批判を含みながら、個人的な戦争や戦死者への記憶・追憶が、どのようにして集合的な記憶や公的記憶に発展するのか、その間の記憶相互の抗争・対立やその政治的役割について、戦争・戦死者の記憶に関わる諸種のジャンルを超えて（文学、絵画などの芸術から、マスメディアでの報道、建造物、式典など）、国民、またはその外部の民衆に、特定の戦争・戦死者に関する解釈が定着していく過程を論じていると言えよう。言いかえるところでは、ある集団（それは国民の場合もあり、マイノリティの場合もある）に承認されるものとしての、多様な形態での歴史解釈の問題が論じられているともいえる。

靖国神社や全国戦没者追悼記念式典などに関しては、こうした記憶・表象論は、従来の信教の自由論を中心とする靖国神社問題の論じられ方に比して、新しい分析の枠組みを提供しているといえよう。ただこうした記憶・表象論は、根本的には様々な形態で表現される言説の分析に帰着するので、制度をめぐる対抗（利益に絡む、上からの政策と下からの運動の対抗）の分析に関しては関心が薄い面があるようである。

このうち直接に「慰霊」追悼を扱ったものではないが、キャロル・グラック

「記憶の作用—世界の中の「慰安婦」は、戦後日本における戦争の記憶をめぐる対抗と変容の問題を扱った示唆的な論文といってよい²⁾。この中でグラックは、日本を含め、戦争直後に各国で形作られた第二次大戦に関するナショナルな公式の記憶＝「英雄物語」は、大きな変容を受けず持続されていたが、90年代にその凍結状態が解除されたとする。グラックによれば、その解除を促したのは何より「外から」のトランスナショナルな力であり、これに従来からの国内での「下から」の力が加わり、これらの諸力に担われたヴァナキュラーな記憶が公式の記憶である「英雄物語」に対抗し、公的な記憶の変容を余儀なくさせていった、というのである。

このグラック論文への疑問としては、次の三点があげられよう。第一は、日本において、第二次世界大戦に関するナショナルな公式の記憶といえる「英雄物語」は確立されたのだろうか、むしろ敗戦は戦争の記憶の分裂をもたらし、政府によって「英雄物語」として総括されるような、安定的な公式の記憶は形成されなかったのではないかという点である。第二は、戦後50年にわたって、同じ物語が持続していたのか、むしろ日本の場合には、マスメディアと結びついた私的・社会的な動きに連動しながら、地方自治体によって政府と異質の戦争の公的な記憶を作る動きが存在し、政府のそれと対抗したり癒着したりしてきたのではないか、ということである。そして第三に、ナショナルな記憶とトランスナショナルな記憶という対抗は、戦争の記憶をめぐる対抗の一つの軸として重要だが、日本の場合、戦争の記憶をめぐるもう一つの対立軸に、「平和」の解釈をめぐる対抗が存在していたのではないか、ということである。これらの点を考慮しながら、戦後日本の戦没者の「慰霊」追悼問題を論じてみたい。

1. 敗戦と戦死者・戦争犠牲者

戦後日本の「慰霊」と追悼の複雑な様相は、その「慰霊」・追悼される対象の戦死者が、負けた戦争の死者であることに関連している。一般的に敗戦は、

その戦争の正当性への疑いを生み出すものである。むろん戦争の正当性が疑われるといっても、その疑われ方には諸種のレベルがあり、戦争目的の正当性、戦争動員体制や政治的・軍事的指導者の戦争のやり方など、さまざまな次元での疑いがある。しかしともあれ、過去の戦争全体の性格をどう認識するかによって、そこでの死の意味や位置づけが異なってしまうのである。

勝利した国家の戦争では、死者の追悼はその国家的「顕彰」と地続きに結びつき、その両者の乖離が自覚されることはない。しかし過去の戦争の正当性が疑われるような敗戦国の場合には、たとえ国家的利益を中心に考えたとしても、誰がいったい「顕彰」される対象かということにも議論の余地が生じるし、そもそも国家的利益を中心に「顕彰」すること自体が疑問視されることになる。つまりそこでは戦勝国の場合と違って、国家的・公的「顕彰」から切り離された、または国家的・公的「顕彰」を否定するような種類の、死者の追悼の可能性が生じるのである。

戦後日本の場合には、かつて経験したことのない大戦争による膨大な死者を出した敗戦の結果として、将来における戦争の否定＝平和擁護のタテマエの点では、広範な合意が形成されたといえよう。しかしこのことは、過去の戦争の認識や日本軍の行為の評価についての合意があったということではない。むしろ戦後日本ではこの評価をめぐる、大きな社会的・政治的争点が形成されたのであった。

敗戦のもたらしたもう一つの問題は、軍事的なものの一般に正面から向き合おうとしない意識を生み出し、さらには戦争犠牲者・戦死者の忘却を生み出していったことである。戦勝国の場合でも、公定の「英雄物語」から除外された戦争犠牲者・戦死者は忘却されることになるが、とりわけ国民の中に共同の「英雄物語」を形成できない敗戦国の場合には、戦争犠牲者や戦死者はまるごと忘れられる傾向にあった。

敗戦直後の時期には、軍部と軍隊に対する大衆的な反感は、単に軍部指導者に向けられただけでなく、往々にして一般の復員兵や戦没者遺族に対しても向

けられるものであった。そして占領軍によって軍人恩給が停止されたこともあって、戦死は「死に損」との意識が広まっていくことになる。こうした意識は、戦死者を追憶したりその死の意味を考えるとという方向とは逆のものであった。

この戦争とその犠牲者・戦死者を忘却する傾向は、高度経済成長後になるとさらに加速する。これにはむろん戦争の時代から遠ざかったという時間の経過や、歴史教育で過去の戦争について十分取り上げていないためでもあるが、それだけでなく、総じて高度経済成長以降の日本人には、現在とは異質の過去への関心が稀薄なのである。これは、日本人が現世主義的な生活態度を持っている（現に目の前に存在しない死者の問題を考えることが少ない）ためでもあるが、ともあれそこでは、現在の自分の「豊かな」生活と、それと異質の戦争や戦争犠牲者・戦死者を積極的に結びつけて考えようとする意識が萎んでしまっているのである。

そのため戦後における「慰霊」と追悼の問題は、常に戦後日本社会の中で「忘れられた犠牲者・死者」を想起する動きとして登場することになる。そしてそれは、本来は記憶に止めらるべき「忘れられた犠牲者・死者」とは誰なのかをめぐる対立として展開されていくのである。その「忘れられた犠牲者・死者」とは、軍人軍属の戦死者であったり、戦犯裁判の刑死者であったり、戦没学徒兵であったり、広島長崎の原爆死没者であったり、空襲被災死者であったり、沖縄戦の民間人犠牲者であったり、強制連行された朝鮮人・中国人の死者であったり、アジアの戦場と占領地の戦争犠牲者であったり、さらに連合国軍捕虜であったりするのであるが、従来の「慰霊」追悼から除外されていた新たな「忘れられた犠牲者・死者」が次々と登場し、その特別な想起と追悼が要求される中に、この問題をめぐる対抗が生じていくのである。

2. 戦後補償と「慰霊」追悼

戦後補償問題が、誰が国家による補償を必要とする戦争犠牲者なのか、その

国家補償はどのように配分するのが妥当かという問題であるとする、公的な「慰霊」・追悼問題は、基本的にはその物質的補償に照応する、精神的補償・慰藉の問題として位置づけられよう。つまり遺族を含む生者への物質的補償と、戦没者への「慰霊」追悼は、対応する問題なのである。むろんこの両者は完全に一致するわけではなく、その犠牲者への物質的補償を欠く代わりに、「慰霊」追悼施設と行事だけが実現する場合も見られる。また、物質的補償の要求やその実現の点では一致していても、「慰霊」追悼の根拠に関する考え方で異なる場合も見られる。しかし、国家的に物質的補償を受ける犠牲者の場合には、基本的にはその精神的補償である、公的な「慰霊」追悼事業の対象とされているといえよう。

この戦後補償に関しては、大きくいて四つの立場があったと思われる。まず第一は、もともと占領軍の取っていた立場で、戦災者援護の一般社会保障への解消論である。これは戦争による被害を、国家補償すべき特別の被害とは位置づけしないで、貧困・疾病などの生活上の困難を抱えている者には、無差別平等に対処すべきであるという考え方といえよう。こうした考え方からは、戦争犠牲者を特別に「慰霊」追悼するという発想は生じない。GHQの示唆の下に東京大空襲での被災者の遺骨を、従来から存在した関東大震災の被災者の遺骨と一つにまとめてしまい、新たに「東京都慰霊堂」といわれる施設に納骨するとするといった選択は³⁾、こうした考え方に基づいている。

第二は、戦地に動員された日本人の軍人軍属や戦傷病者、そして戦死したその遺家族の被害を、国家が補償すべき特別の被害と捉える見方である。これは国家と雇用関係にあった者（軍人軍属はそれに当たる）の被害に関しては国家が補償すべき義務を負うという、特別権力関係論に立脚するもので、一般戦災者は国家との雇用関係が認められないとして、戦後補償の対象から除外する見方である。日本の軍人軍属を特別視するこの考え方は、もっとも戦前の軍人援護政策との連続性の高い立場であった。

戦後補償に関する第三の立場は、軍民間人を問わず、すべての日本の戦災

被害者への国家補償を行うべきだとの立場である。太平洋戦争は国を挙げての総力戦で、国民は防空を含む諸種の戦争協力を強要され、空襲されればそこも戦場となり、いわゆる前線と銃後の差はなかったのであって、国家はすべての戦争被災者に補償をおこなう義務があるとする見方である。

戦後補償に関する第四の立場は、中国人などのアジア人、朝鮮・台湾などの植民地人、さらに連合国軍捕虜を、不法な日本の戦争の代表的犠牲者とみなし、彼らに個人補償をすべきだという考え方である。ただしアジア人、植民地人、連合国軍捕虜の三者の立場は一致しているわけではなく、占領軍にとって意識されていたのは専ら連合国軍捕虜のみであった。

この四つの考え方のうち講和条約の締結で、アジア人・植民地人を含めた第四の立場が、とりあえず一時日本人の目の前からは消え去り、それらの犠牲者の姿が忘却されていったとき、国内での補償をめぐる残りの三つの立場が、特に1960年代以降は、第二と第三の立場が争われるようになるのである。

3 . 政府と遺族会の立場

講和後に国内の戦後補償政策として選択されたのは、結局のところ現に日本国籍にある軍人軍属のみに補償する第二の立場であった。それは日本遺族会や旧軍関係者の要求する立場であったが、ただしその軍人軍属の「慰霊」追悼に関して、政府と遺族会の立場は完全に一致していたわけではない。しかしその両者は、いわば共生関係にあった。

政府にあっては、戦死者・戦没者の「慰霊」・追悼問題は、復員と外地からの引き揚げなどの戦後処理問題の一部としてあった。その政府の「慰霊」追悼に関する立場は、今後の日本の戦争否定の方向を認めながら、過去の戦争の評価や戦争中の不法行為について、いわば棚上げにした形で、専ら戦後補償の対象となった軍人軍属の「慰霊」追悼をするといったものであった。この棚上げ論は戦争一般の否定とは両立するのであり、過去の日本の戦争の評価を回避し

て、それを戦争一般の否定へと解消する立場であったともいえる。

さらに講和後の1953年からは、戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用対象者に戦犯受刑者遺族も含まれるようになるのであった。これによって連合国による戦犯裁判は、いわば連合国との戦争の一部・継続として位置づけられ、やはりその評価が棚上げされる形となる。その上で軍人軍属の戦死者については、日本遺族会などの要望に基づき、戦前との連続性の強い形での顕彰が実施される。軍人軍属戦死者への叙位叙勲の実施はこれを示す。1964年1月の閣議決定によって、戦後GHQの指示で打ち切られた戦死者の叙位叙勲が再開された。その結果この年から1976年までに、200万人を越える軍人軍属遺族への叙位叙勲の伝達が完了する。この叙位叙勲は、戦時下の1942年9月施行の「大東亜戦争軍人軍属死没者賞賜内規」に基づいており、戦時中と全く同じ価値観・基準に基づいて、戦死者に国家的な荣誉が授与されたのだった⁴⁾。

1952年に第1回のそれが実施された、政府主催の全国戦没者追悼記念式典において示された戦没者追悼の論理は、「戦没者」を「国に殉じ」「平和の礎」となったと評価するものであった。ここでは戦没者を、論理的には曖昧な形で戦後の戦争否定の平和主義と結びつけ、同時に戦時中と変わらぬ形でその「殉国」の行為を評価するものであった。

日本遺族会や旧軍関係者、そして靖国神社にとって、こうした政府の立場は共存できるものであった。なぜなら靖国神社に合祀される祭神は、もともと「官軍」に属することが要件だったのであるが、戦後補償の対象が国家と雇用関係にあった軍人軍属に限られたことは、従来の靖国神社の合祀条件に適合するものだったからである。そして実際に、日中戦争からアジア太平洋戦争にかけての戦死者の合祀の多くが、事実上厚生省及び地方行政当局の助力によって実施されることとなった⁵⁾。中島三千男氏が明らかにしているように、現在の靖国神社の祭神は圧倒的に15年戦争期の戦死者であり、つまり祭神の数だけからいえば、靖国神社は専ら15年戦争の戦死者の神社なのである⁶⁾。しかも講和後から1950年代末までの時期に、アジア太平洋戦争で戦死した祭神の70%

以上が事実上厚生省の助力で合祀されたのであった。

靖国神社は、地域の氏子を持たない点で通常の神社とは異なっている。靖国神社で氏子に相当する存在は、祭神に祀られた戦死者の遺族であった。つまり1950年代に、靖国神社のいわば氏子に相当する、祭神の遺族は飛躍的に増加したのであり、その中で遺族会は靖国神社の氏子集団に類する存在に転化したのである。こうした祭神の遺族の急激な増加を基盤にして初めて、1960年代から日本遺族会を中心とする靖国神社国営化の運動が積極的に展開されるようになったのである。

その靖国神社は、戦後の平和主義に適應するため、自らが「平和」のための神社であることを標榜する。さらに1965年に新たに「鎮霊社」という小祠を創建し、そこに従来の「靖国神社に祀られざる」、「諸外国人」を含む戦死者を、ここで「祀る」こととしたが、その「鎮霊社」での祀られる範囲・対象は「曖昧模糊」としたものであった⁷⁾。結局戦前以来の「軍神」を顕彰する神社としての靖国神社本体のあり方は不変のまま、戦後の平和主義や国民平等主義と矛盾する性格を持っていたといえよう。

しかし政府の立場と日本遺族会・旧軍関係者・靖国神社側のそれとは、次の点でズレを含んでいた。一つはいうまでもなく、政教分離問題である。日本国憲法の厳格な政教分離原則の規定によって、政府は、靖国神社での「慰霊」追悼に公的な性格を持たせようとする、その神道的な宗教性を曖昧化する方向を選択せざるをえなくなり、靖国神社やそこでの公的な参拝の宗教性を薄めようとする、遺族会や靖国神社側からの反撥を浴びるといふ、ジレンマに立たされることになる。

もう一つは過去の戦争の評価である。遺族会や旧軍関係者の立場は、過去の日本の戦争を、それが国家の起こしたものであるが故に、理非曲直を問えない行為として正当化し、戦死を美化するものだった。こうした姿勢は、例えばアジア太平洋戦争の各戦跡での、各部隊・連隊・出身府県など集団ごとに行われる、慰霊碑・慰霊塔の建設事業に端的に見られる。こうした慰霊碑の多くは、

過去の戦争を肯定的に評価するとともに、現地住民の犠牲を顧慮しておらず、あくまで日本の軍人中心の「慰霊」であることを示している⁸⁾。

しかし政府が基本的には一貫して取っていた立場は、前述のように過去の戦争と日本軍の行為の評価の棚上げ論であった。それは家永教科書裁判の争点となった、1960年代の教科書検定における「無謀な戦争」という記述に対する文部省の修正意見に始まって、侵略戦争か否かは「後世の史家が評価すべき問題」とする首相発言、さらには1999年に開館した国立の昭和館が「先の大戦に対する歴史認識に相違のある今日」「歴史的評価を含む可能性のある従来の展示は行わない」としたことに至るまで⁹⁾、不変といえる。ただしこれは過去の戦争への批判や否定に対し心情的に抵抗するような、戦争の消極的な容認の姿勢に発するもので、決して中立的な立場ではない。そしてそれは国民の中にある、過去の戦争を「止むをえなかった」とする評価に照応する面がある¹⁰⁾。

しかしこうした政府の立場は、日本の過去の戦争がいかなる戦争であるかを説明することを放棄するものであった。これによって過去の戦争は公式に明確な像として形成されず、過去の戦争はどこまでも「位置づけられない戦争」となるのであった。

4. 対抗的な「慰霊」追悼の形成

靖国神社型の「慰霊」追悼に対立する性格の、公的な「慰霊」追悼を創り上げる動きと位置づけられるのが、1949年の『きけわだつみのこえ』の刊行や1952年に建立された広島原爆死没者慰霊碑と、その前で行われる平和記念式典であったといえよう。特に後者のそれは、戦後補償の第三の立場、即ち戦闘員・非戦闘員を問わない、すべての日本の戦災被害者への国家補償を要求する立場に照応するものだった。

この両者が、政府や日本遺族会の立場と異なっているのは、過去の戦争と軍国主義に対する否定的な姿勢を示しているからである。従ってその「慰霊」追

悼の対象は、その誤った戦争と軍国主義の犠牲者という位置づけになる。ただしその戦争と軍国主義否定の立場は、反戦というより非戦の立場といえよう。ここで反戦というのが、何らかの政治的イデオロギーに基づいて過去の日本の戦争を侵略戦争と捉え、それを批判する考え方であるのに対し、非戦の立場には侵略戦争という認識はない。しかしそこには、戦争の暴力的な姿に対する否定の意識があり、軍国主義とその国家に対する否定と反撥があった。これに対し、反戦論的な立場からの「慰霊」追悼事業は、治安維持法の犠牲者や強制連行の中国人・朝鮮人犠牲者などを対象に独自に実施されることはあったが、その担い手は少数者集団に止まり、概して非戦の立場での「慰霊」追悼の流れと合流する傾向にあった。

『きけわだつみのこえ』の意義は、それまで戦死者像が、天皇と国家のために献身した兵士という画一的なイメージのものであったのに対し、ここでは戦争と軍隊や軍国主義に批判を抱きながら、自己矛盾を感じつつ死ぬことを余儀なくされた兵士という、これまでとは逆の、新しい戦没兵士像を生み出したことにある。つまり平和を念願して死んだ兵士という、戦前とは正反対の戦死者像がここに出現したのである。

また『きけわだつみのこえ』は、戦後の社会の戦死者の忘却の流れに抗して、遺族・友人の私的な「慰霊」・追悼のしるしとしてその遺書や手記を収集し刊行したものだ。そこでは戦没学徒兵たちが、国家や戦争を至上のものとしないうような、さまざまな普遍的諸価値を追求していたことが、むしろ積極的に評価されていた。つまり従来の国家主義的顕彰が、往々にして死者の生涯までを忠君愛国的なイメージに画一化して描くのに対し、ここでは、国家や戦争を越えて多様な価値を追求したその個人に特有の生涯が、再評価されたのである。しかもその手記・遺書の多くは、軍隊の厳しい監視の中で隠れて書かれ、隠密のうちに遺族・友人の手に渡ったものであった。ここには隠されていた戦時中の事実発掘があったのであり、新しい戦死者像や個性的なその生涯の軌跡の提示は、この事実発掘によって支えられていたのであった¹¹⁾。

また、1952年の広島市の平和記念式典から、市長が平和宣言を発表するだけでなく、この年に建立された慰霊碑に原爆死没者名簿を奉納するという形式が始まり、恒常化することになる。つまりここでは平和を守れとの主張と原爆死没者の「慰霊」追悼が、明確に結びつくようになったのである。そこでは原爆被曝時の、地獄図絵ともいえるような戦争の非人間性や無惨さが想起され、過去の戦争に対する強い否定的意識に基づいた追悼があった。その原爆慰霊碑の碑文（「安らかに眠って下さい 過ちは 繰返しませぬから」）は、過去の戦争への悔悟・反省の念と未来に向けての平和擁護の意思こそが、原爆死没者への真の「慰霊」となるという認識を含んでいるものであった。そこからは、未来への警告としての戦没者の追悼というべき内容の、戦争の無惨さと平和の大切さに死者が目醒めさせてくれたという意味での、「戦没者は平和の礎」論が生じる。つまりここに見られるのは、「戦没者は平和の礎」論の、政府のそれとは異なる解釈である。そしてここでの「慰霊」追悼の対象は、戦闘員・非戦闘員の区別を問わない原爆被災死者のすべてであり、総力戦段階に対応した「慰霊」追悼であったとも言える¹²⁾。

戦没学徒兵や広島市の体験の掘り起こしは、より広く戦後日本の「戦争体験」というものの原型を形作るものとなり、この種の「戦争体験」の発掘・継承運動は、戦争否定に立脚した戦没者の「慰霊」追悼の運動にも結びついていく。とはいえこうした「慰霊」追悼も、別の契機を含んでいた。戦没学徒兵の遺書・手記についていえば、反軍国主義的感慨を吐露した手記が残されていることは例外的な事例であり、軍国主義否定・戦争否定の意思がハッキリ表明されていない場合の方が多かったのである。つまりその場合には、平和な時代なら死ななくても良かった青年の死と犠牲を悼むという意味での、その死の捉え返しや追悼はあっても、明確な非戦の兵士像を提示できるわけではないし、遺書の文言通りに受け取れば、靖国神社のそれと同様の「殉国」の精神に帰結する場合もある（例えば知覧特攻平和会館）。また、原爆慰霊碑の碑文では過去の戦争は「過ち」と否定的に評価されているものの、それは戦争一般の否定のよ

うにも読めるものであった。つまり非戦の立場に基づいた「慰霊」追悼には、政府の過去の戦争の評価の棚上げ論に立つ「平和の礎」論と、区別しがたいものに流れ込んでしまう場合もあったのである。

5. 「慰霊」追悼の転換

戦後補償のあり方に大きな転換をもたらしたのは、いうまでもなく1980～90年代に始まる海外の戦争犠牲者からの補償要求－戦後補償の第四の立場－の顕在化である。これに伴って、それまでは主として、日本国内の第二（軍人軍属への補償）と第三（民間人も含んだ補償）の立場の間の対抗と癒着として展開されていた「慰霊」追悼のあり方も、転換を迫られることになる。とはいえ後から振り返ってみると、国内的には1970年代からこの種の転換が始まっていたようにも見える。それは、革新自治体を始めとする自治体が、空襲被災などの新たな戦争体験の掘り起こし事業を支援することを通して、戦争の否定的評価に基づく公的な「慰霊」追悼施設の建設を行うようになり、沖縄県立平和祈念資料館では、日本軍の加害を展示するか否かが問題として浮上していたからである¹³⁾。この流れに1980年代以降の中国・韓国などからの「外圧」と、新たに登場する国際貢献論とが加わって状況は転換し、その結果政府の立場も、なし崩しの形で変化してくるのである。

戦後補償の第四の立場（海外の戦争犠牲者からの補償要求）に照応した「慰霊」追悼の考え方には、大きくいって二つの考え方が見られる。その一つは、植民地人・アジア人・欧米人捕虜の死者たちを、日本人戦没者と並んで、日本の起こした戦争と軍国主義の、非合理的な暴力による犠牲者として悼もうという考え方である。この考え方は日本の戦争と軍国主義の否定的点で、第三の非戦の立場での追悼と結びつくものであった。沖縄県が1995年に建設した「平和の礎」は、沖縄で戦死した日本軍人・沖縄の民間人・朝鮮人・台湾人・英米人など、敵味方のすべての名前を刻み悼もうとする点で、第三の非戦の立場をべ

ースにした、この種の追悼のあり方を示している。

この戦後補償の第四の立場の登場によって、これまでの対抗の磁場は転換し、第三の非戦の立場の多くは海外での犠牲者をともに追悼する方向に傾斜し、広島・長崎の平和記念式典での平和宣言の内容も、日本の加害の事実を認める内容に変化する¹⁴⁾。そしてそれは、第二の政府・遺族会的な、日本の軍人軍属中心の「慰霊」追悼との亀裂・対立を深めていくことになる。

これに対してもう一つの考え方は、侵略戦争に荷担した加害者である日本人と、植民地人・アジア人などの日本の侵略戦争の犠牲者とを、一緒に追悼することはできないという考え方である。日本の侵略戦争の責任を強調する、ある種の反戦論的ともいえるこの考え方は、第二の政府・遺族会の立場と対立することはもちろん、第三の非戦の立場とも対立する考え方であった。それは、アジアへの戦後補償を要求する団体の一部や、上記沖縄の「平和の礎」への刻銘を拒否する韓国・朝鮮人犠牲者の遺族などが取る立場である。

こうした中で1970年代から、民間立（ひめゆり平和祈念資料館など）や自治体立（沖縄県立平和祈念資料館、大阪国際平和センター）の、そして後には国が設立する（八重山平和祈念館、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館など）戦没者の「慰霊」追悼の意味を含んだ平和博物館・祈念館の建設が進んでいく。例えば沖縄のひめゆり平和祈念資料館では第4展示場が「鎮魂」と題され、戦没した全てのひめゆり部隊の隊員一人一人の写真が飾られており、追悼の空間が特別に設けられているのである¹⁵⁾。ただ、その民間で設立したひめゆり平和祈念資料館の場合は、かなりハッキリと日本軍の無責任さや加害性が指摘されていたが、自治体や国の設立の場合その展示や説明をめぐって、日本軍の「加害」の展示をおこなうか否かが争点となり、展示や説明をめぐって激しい対立が繰り広げられることになる。この種の争いは、90年代に「新しい歴史教科書」作成を標榜する自由主義史観派が登場してから、さらに激しさを増した。ここでは戦争の性格の評価と「犠牲者」とは誰かが、争われるのであった。この種の対立は、1995年の国会および地方議会での「戦後50年」の決議をめぐ

る対抗でも見られたものであった。そこでの争点は、アジア諸国への侵略戦争の責任を認めるか、それとも日本人戦死者への「感謝」を記すかにあった¹⁶⁾。

この中で政府は、従来からの立場を根本的に転換させることのないまま、なし崩し的に一部修正を行おうとするのである。それは戦後補償に関しては、国内的には1968年の懇談会報告書で、海外に関しては1978年の日中平和友好条約で最終的な決着がついたものとした上で、内外でその補償を受ける犠牲者の範囲を、曖昧な形で民間人(準軍属への指定の拡大など)や現に日本国籍のない者(植民地人軍属など)にまで少しずつ拡大させ、少額ながら給付金を与えていく方向を選択することを意味していた。政府の行う「慰霊」追悼の範囲も、この事実上の補償の範囲の拡大に随伴して拡大し、または逆に金銭的な補償要求を拒否する代案として(沖縄の戦争マラリアの犠牲者への祈念館など)拡大していくことになる¹⁷⁾。

この一部修正路線は戦争の評価についても同様であり、1980年代から徐々に、特に1994年の村山首相談話以降、出現してくる。過去の戦争の評価に関わる村山首相談話は、今日否定的に評価すべき対象を、「我が国が過去の一時期に行った行為」とし、それを「我が国の侵略行為や植民地支配など」とも言い換えて表現している。つまりここで否定されているのは、「侵略行為」などの「行為」なのであって、「植民地支配」もその否定すべき「行為」に含まれると理解できよう。これは前年に細川首相が、過去の日本の戦争を当初「侵略戦争」と表現したことを、後になって「侵略行為」と言い換えたことを受け継いだものと思われ、ここにはなお、戦争全体の明確な評価を回避しようとする意図が働いているものと思われる。

つまり基本的には過去の日本の戦争全体の評価は棚上げにするという立場を維持しながら、アジア諸国民に対する「侵略行為」や「植民地支配」などによる加害の「行為」があったことを「直視」し、「反省」という方向が、この一部修正路線なのである。政府による過去の戦争の評価の一部修正路線は、遺族会などとの戦争認識での亀裂をもたらすものであったが、90年代以降の

国際貢献論によって後押しされるものであった。

こうした中で2002年12月に提出された、内閣官房長官の私的諮問機関である「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会報告書」は、「何人もわだかまりなく」追悼できる非宗教的施設であり、しかも戦後の日本の「平和と独立」や「国際平和の理念」に殉じた「死没者」も合わせて追悼するという、つまりは今後の国際貢献の可能性を睨んだ、新しい国立の戦没者追悼施設建設論を唱えるものであった。そこでは過去の戦争による追悼の対象を、単に軍人軍属だけでなく、民間人や外国人の犠牲者にまで拡大している点に新しさがあるが、同時に「国家として歴史や過去についての解釈を一義的に定めることはしない」として、過去の戦争を明確に否定的に評価することはせず、その評価の棚上げ論の立場を維持している点に特徴があった。これは上記の一部修正路線を代表する「慰霊」追悼論であり、靖国護持派では、政府関係者の靖国神社参拝に公的な性格を与える方向と矛盾するこの報告書に反撥している。

しかし他方では、小泉首相はその首相就任以来、公私の別の曖昧な靖国神社への参拝を繰り返している。これは靖国神社へのA級戦犯合祀ということもあって、内外の鋭い反撥を招くものであったが、小泉首相は、靖国神社へのA級戦犯合祀問題では、それが誰であれ、死んでしまえば無差別平等と考えるのが日本の伝統ではないか、といった発言をしている。だが、この発言は事実反しているといえよう。というのは、明確に戦没者間での差別を行っているのが、他ならぬ靖国神社だからである。とはいえこの小泉首相発言は、戦犯裁判の評価の棚上げを表明したものだとして理解すれば、従来通りの姿勢と見られよう。首相の靖国神社参拝の意図は、その声明によれば、将来への平和の決意を強調し、過去の戦争に対する評価の棚上げ論の立場に立って、靖国の祭神の「殉国」を評価するというものであった。政教分離問題を別にすれば、これももし声明の通りなら、従来の政府の路線の枠内ということになる。同時にこれは、政府と遺族会との共生関係が持続している証左と見られよう。

おわりに

政府の基本的に取っている、過去の戦争と日本軍の行為の棚上げ論は、過去の戦争を「位置づけられない戦争」とするものだった。それは戦後国家の正統性を曖昧にするとともに、過去の戦争と戦後に生きる自己のアイデンティティとを結びつける回路を切断するものであるといえよう。これに対し、自己のアイデンティティを過去の戦争と積極的に結びつけようとする流れは、全く逆方向からではあるが、過去の戦争に対する明確な評価と結びついていた¹⁸⁾。それは日本遺族会などによる戦争の肯定的評価と戦死者の顕彰に、そして非戦・反戦の立場からの戦争の否定的評価と、戦没者・犠牲者の無念の想いを追悼する立場などに、帰着するものであった。戦後日本の「慰霊」と追悼をめぐる対抗は、戦後補償という、いわば利益配分に連動する面で政治問題化するとともに、国家の正統性やそこに生きる人間のアイデンティティに結びつく形で、政治問題化するものであったといえよう。

注

- 1) ジョン・ボドナー『鎮魂と祝祭のアメリカ』(青木書店、1997) 藤原帰一『戦争を記憶する』(講談社現代新書、2001) 川村邦光「戦死者論序説—戦死者とは誰か」(『日本思想史研究会会報』19号、2001. 11)、『大阪大学日本学報』21号「特集戦死者のゆくえ」(2002. 3)、ジョージ・L・モッセ『英霊—創られた世界大戦の記憶』(柏書房、2002) ケネス・E・フット『記念碑の語るアメリカ』(名古屋大学出版会、2002) 高橋哲哉編『歴史認識 論争』(作品社、2002)、『歴史評論』628号「特集戦死者をどう弔ってきたか」(2002. 8)、『季刊戦争責任研究』36号「特集・靖国神社と戦没者追悼」(2002年夏季号)、『季刊戦争責任研究』37号「特集・戦没者追悼めぐって」(2002年秋季号)、都留文化大学比較文化学科『記憶の比較文化論—戦争・紛争と国民・ジェンダー・エスニシティ』(柏書房、2003) イアン・ブルマ『戦争の記憶』(TBSブリタニカ、1994、ちくま学芸文庫、2003) 新木武志「長崎における原爆の表象と「浦上」の記憶」(『歴史評論』639号、2003. 7) など。
- 2) キャロル・グラック「記憶の作用—世界の中の「慰安婦」」(『岩波講座・近代日本の文化史8「感情・記憶・戦争」』、岩波、2002)
- 3) 山本唯人「「東京都慰霊堂」の現在」(『歴史評論』616号、2001. 8)

- 4) 厚生省援護局『引揚げと援護三十年の歩み』(ぎょうせい、1978)第7章第2節
- 5) 波田永実「国家と慰霊」(前掲『歴史評論』628号)
- 6) 中島三千男「靖国問題に見る戦争の「記憶」」(『歴史学研究』増刊号・768号、2002.10)
- 7) 田中丸勝彦『さまよえる英霊たち』柏書房、2002
- 8) 太田昌秀『沖縄戦没者を祀る慰霊の塔』(那覇出版社、1985)
- 9) 伊藤暢直「平和祈念」施設と戦争展示」(『歴史評論』621号、2002.1)
- 10) 世論調査で、「日本が中国と戦争したことについて、あなたはどのように思いますか」との問に、最大は「やむを得なかった」35.9%で、次いで「わからない・無回答」29.4%となり、3位が「悪いことをしたと思う」17.1%であった(共同通信社1967年6月、内閣総理大臣官房広報室編『世論調査年鑑・昭和43年版』)
- 11) 拙稿「戦争体験」と平和運動—第二次わだつみ会試論」(『年報日本現代史』8号、2002.5)
- 12) 逆に言えば靖国神社の「慰霊」のあり方は、総力戦段階以前のそれであるともいえる。
- 13) 安仁屋政昭「沖縄県立平和祈念資料館の理念と方法」(『歴史評論』456号、1987.11)
- 14) 鎌田定夫編著『広島・長崎の平和宣言』(平和文化、1993)
- 15) 『ひめゆり平和祈念資料館公式ガイドブック』(財団法人沖縄県女師・一高女ひめゆり同窓会、1989)
- 16) 『侵略戦争讃美(戦没者追悼・感謝)決議に反対しよう』(侵略戦争讃美決議に反対する全国ネットワーク、1995.3)
- 17) 保坂廣志「戦争マラリア」展示館の行方」(『インパクション』119号、2000.5)
- 18) 前掲イアン・ブルマ『戦争の記憶』は、過去の戦争の歴史解釈とアイデンティティの両者を結びつけて考える思考法を非難している。しかしブルマの非難しているのは、実は専らナショナル・アイデンティティと結びつける場合だけで、それ以外の場合には言及していない。だが、過去の戦争の歴史理解と結びつく個人のアイデンティティというものは、必ずしもナショナル・アイデンティティであるとは限らず、むしろトランス・ナショナルなそれと結びつく場合もあるだろう。

(本稿は、2003年10月4日に開催された日本政治学会・分科会D「政治的空間における「追悼」と「慰霊」」での報告に、一部加筆したものである)